

山梨県公報

号外第四十号

令和五年

十月二十日

金 曜 日

目次

- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県旅館業法施行条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理
条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………三

条例のあらまし

- **山梨県部等設置条例の一部を改正する条例**(条例第三十一号)(行政経営管理課)
 - 人口減少危機対策を全庁で迅速かつ強力に推進し、今後長期にわたって取組を継続していくため、人口減少危機対策本部事務局を設置し、及び本県におけるデジタルトランスフォーメーションのより一層の推進に向けた体制強化を図るため、DX・情報政策推進統括官を設置することとした。
 - この条例は、令和五年十月二十三日から施行することとした。
- **山梨県旅館業法施行条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例**(条例第三十二号)(衛生薬務課)
 - 旅館業法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - 山梨県旅館業法施行条例の一部改正
 - 事業譲渡により営業者の地位を承継する場合において、社会教育施設の周辺において営まれる旅館業を知事が承認しようとするときは、法人の合併・分割又は相続により承継する場合と同様に、当該社会教育施設の設置者等に意見を求めることとする。
 - 山梨県手数料条例の一部改正
 - 事業譲渡により営業者の地位を承継する場合の承認申請手数料の額は、法人の合併・分割又は相続により承継する場合と同額とする。
 - この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

- **山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第三十三号)(住宅対策室)
 - パートナースhip宣誓制度の導入等に鑑み、県営住宅等の入居者資格に同性パートナー等及び里子を追加することとした。
 - この条例は、令和五年十一月一日から施行することとした。
- **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**(条例第三十四号)(議会)
 - 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、総務委員会の所管について、「人口減少危機対策本部事務局に関する事項」及び「DX・情報政策推進統括官に関する事項」を加えることとした。
 - この条例は、令和五年十月二十三日から施行することとした。

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十一号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「分掌させるため、」の下に「人口減少危機対策本部事務局及び」を、「局」の下に「DX・情報政策推進統括官」を加え、同条第二項中「感染症対策センター並びに部、局」を「人口減少危機対策本部事務局及び感染症対策センター並びに部、局、DX・情報政策推進統括官」に改め、同項中第十四号を第十六号とし、第三号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号(四)及び(五)を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 DX・情報政策推進統括官

(一) デジタルトランスフォーメーションに関する事項

(二) 行政の情報化に関する事項

第一条第二項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 人口減少危機対策本部事務局

人口減少危機対策に関する事項

附 則

この条例は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十二号

山梨県旅館業法施行条例及び山梨県手数料条例の一部を改正する条例

(山梨県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県旅館業法施行条例(昭和三十三年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の第三項」を「第三条の第三項、第三条の四第三項」に、「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第三条第一項及び第四条中「及び第三条の第三項」を「、第三条の第三項及び第三条の四第三項」に改める。

第六条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

(山梨県手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十一の項中「又は第三条の第三項」を「、第三条の第三項又は第三条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十三号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号)の一

部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「同居親族等」とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する同居親族等をいう。

第二条に次の一項を加える。

3 この条例において「所得」とは、省令第一条第四号に規定する所得をいう。

第九条第一項第一号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第三号、第二十九条及び第三十二条において同じ。)」を「同居親族等」に改め、同項第三号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第十二条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第二十九条中「親族」を「同居親族等」に改める。

第三十二条第一項中「同居している親族」を「同居親族等(入居者と現に同居している者に限り、)」に改め、同条第二項中「同居の親族」及び「前項に規定する親族」を「同居親族等」に改め、同条第三項中「親族」を「同居親族等」に改める。

(山梨県営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十条」を「第四十条」に改め、同条第一号中「同じ。」の下に「又は児童(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。若しくは親族に準ずる者として知事が定めるもの(入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。)(第四号並びに第十二条第一項及び第三十条第三項第一号において「同居親族等」という。)」を加え、同条第四号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第十二条第一項及び第三十条第三項第一号中「親族」を「同居親族等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十一月一日から施行する。

(準備行為)

2 第一条の規定による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第七条から第十四条までの規定による入居者の決定その他の入居に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 第二条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例第四条から第十一条まで（これらの規定を同条例第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による入居者の決定その他の入居に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十四号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(㉔)を(㉔)とし、(㉔)から(㉕)までを(㉔)から(㉕)までとし、(一)を(二)とし、その次に次のように加える。

(三) DX・情報政策推進統括官に関する事項

第二条第一号に(一)として次のように加える。

(一) 人口減少危機対策本部事務局に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十月二十三日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番